



令和6年度 江東区校庭遊び場事業 実施にあたって



江東区教育委員会

目 次

江東区校庭遊び場事業実施要綱	1
校庭遊び場事業運営委員会会則基準	4
校庭遊び場事業実施にあたって	6
校庭遊び場事業事務手続きについて	9
校庭遊び場事業事務 FAQ	14
(別紙1)災害補償保険のあらまし	15
(別紙2)安全管理のための参考資料	16
(別紙3)校庭遊び場事業緊急連絡先一覧	20

江東区校庭遊び場事業実施要綱

平成17年4月1日

17江教生生第48号

(目的)

第1条 この要綱は、江東区立幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校（以下「学校等」という。）の園庭及び校庭（以下「校庭等」という。）並びに体育館及び図書館等の特別教室（以下「施設」という。）を学校教育に支障のない範囲で幼児、児童又は生徒に使用させる校庭遊び場事業を行うに当たり必要な事項を定めることにより、江東区に居住する幼児、児童及び生徒の身近で安全な遊び場を確保することを目的とする。

(実施場所)

第2条 校庭遊び場事業（以下「事業」という。）を実施する場所は、江東区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の指定を受けた学校等の校庭等及び施設とする。

2 前項の規定にかかわらず、校庭遊び場事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、特別の事情があると認めるときは、事業の実施場所を変更することができる。

(実施日及び実施時間)

第3条 事業の実施日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日とする。ただし、校長又は園長が認める場合は、この限りでない。

2 事業の実施時間は、運営委員会が別に定める。

3 前2項の規定にかかわらず、運営委員会は、特別の事情があると認めるときは、事業の実施日若しくは実施時間を変更し、又は事業を中止することができる。

(利用者)

第4条 事業の利用者は、幼児、児童又は生徒とする。ただし、幼児にあっては、保護者の付添いがない場合は、事業を利用することができない。

(運営委員会の設置)

第5条 事業を実施する学校等は、運営委員会を設置しなければならない。

(運営委員会の所掌事務)

第6条 運営委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事業の年間計画に関すること。
- (2) 校庭遊び場指導員（以下「指導員」という。）の推薦及び配置計画に関すること。
- (3) 事業に必要な遊具等の整備に関すること。
- (4) 事業の利用方法に関すること。
- (5) 事業の周知及び宣伝に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、運営委員会が必要と認める事項

(運営委員会の組織)

第7条 運営委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する5名以上の者をもって構成する。
 - (1) 当該学校等の園長、副園長、校長、副校長又は生活指導主任
 - (2) 当該学校等の通学区域（小学校、中学校及び義務教育学校にあっては江東区立学校通学区域に関する規則（昭和59年6月江東区教育委員会規則第2号）第2条に定める通学区域をいい、幼稚園にあっては当該幼稚園が所在する地域をいう。以下同じ。）の青少年委員又はスポーツ推進委員
 - (3) 当該学校等の保護者代表
 - (4) 当該学校等の地域学校協働活動推進員
 - (5) 当該学校等の通学区域の青少年対策地区委員
 - (6) 当該学校等の通学区域の町会又は自治会の代表
 - (7) 当該学校等の通学区域の青少年団体の代表

(運営委員会の運営)

第8条 委員長は、運営委員会を招集し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

(実施校の指定)

第9条 運営委員会は、事業を実施しようとするときは、教育委員会に申請し、事業を実施する学校等として指定を受けなければならない。

(指導員)

第10条 運営委員会は、事業実施時間中は、実施場所に指導員を配置しなければならない。

2 指導員は、運営委員会が適当であると認める者を推薦し、教育委員会が委嘱する。

(指導員の職務)

第11条 指導員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 利用者の事故防止及び健全な遊びの指導
- (2) 施設の開閉並びに運動具の貸出し及び保管
- (3) 利用者の出入りの確認

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会事務局次長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

校庭遊び場事業運営委員会会則基準

(名称及び事務局)

第1条 本会は、江東区立〇〇〇小学校校庭遊び場事業運営委員会と称し、事務局を江東区〇〇〇丁目〇番〇号〇〇〇小学校に置く。

(目的)

第2条 本会は、江東区校庭遊び場事業実施要綱に基づき、江東区内の幼児・児童・生徒、青少年団体の健全育成を図るため、地域の遊び場、スポーツ活動の場として学校施設を開放し、その運営をより効果的に果たすため、地域社会の力を結集し、もって青少年の余暇の善用に資することを目的とする。

(実施事項)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を実施する。

- 1 校庭遊び場の年間計画に関する事
- 2 校庭遊び場指導員の委嘱及び配置計画に関する事
- 3 校庭遊び場に必要な遊具等の整備に関する事
- 4 校庭遊び場の利用方法に関する事
- 5 校庭遊び場の周知・宣伝に関する事
- 6 その他、利用者の健全育成について必要な事

(委員)

第4条 本会の委員は、次に掲げるものをもって構成する。

- 1 当該学校の校長、副校長
- 2 当該学校の生活指導主任
- 3 当該学区の青少年委員及びスポーツ推進委員
- 4 当該学校のPTAの代表
- 5 地区内の青少年対策地区委員
- 6 町会・自治会の代表

- 7 青少年団体の代表
- 8 その他、必要と認めたもの

委員の任期は、1年間とする。但し、再任を妨げない。

(役員)

第5条 本会に次の役員をおく。

- | | | |
|---|-------|----|
| 1 | 委員長 | 1名 |
| 2 | 副委員長 | 2名 |
| 3 | 事務担当者 | 1名 |

(選任及び掌理事項)

第6条 役員を選任及び掌理事項は次による。

- 1 委員長、副委員長、事務担当者は委員の互選により選任する。
- 2 委員長は、本会を代表し、会務を掌理する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4 事務担当者は、運営委員会において必要な事務に従事する。

(委員会)

第7条 運営委員会は、委員長が招集し、本会の事業実施に関する基本計画を協議・決定する。

(会則の変更)

第8条 本会の会則の変更は委員会の議決による。

附則 この会則は、〇〇〇〇年〇月〇日から施行する。

校庭遊び場実施にあたって

1. 指導員について

<指導員の職務>

◎指導員は運営委員会委員長の指示により、次の職務を行う。

- (1) 開放時間中における利用者への「安全な運動と健全な遊び」の指導
- (2) 開放場所についての設備の管理と保全
- (3) 開放時における運動具の点検と保全、及び貸出しと管理
- (4) 利用者の事故防止に関する知識の習得と、こどもへの適切な指示
- (5) 利用者の事故発生時の応急処置と、運営委員会委員長への早急な報告
- (6) 開放日誌、報告書等の作成
- (7) その他運営委員会委員長が必要と定めたこと

<従事時間>

◎校庭遊び場事業運営委員会が定めた、実施時間とする。

<遵守事項>

◎指導員は、校庭遊び場事業の従事にあたり、次のことを行う。

- (1) 開放前及び開放後、学校職員に連絡又は報告をすること。
- (2) 実施時間中、実施場所を巡回し、常に正常な利用が行われるよう努めること。
- (3) 実施時間中の利用者の事故発生時は、応急処置をした上で、運営委員会委員長へ早急に事故報告を行う。また、かならず保護者へ状況を報告し、受傷の様子により医師に手当てを受けるなど適切な措置を取ること。運営委員会委員長は事故の軽重にかかわらず教育委員会担当者への事故報告を行うこと。

2. 熱中症対策

◎熱中症の危険があるような暑い日の実施には十分ご注意ください。中止するか否かの判断は各校の運営委員会にてお願いいたします。

◎判断基準の一つとして、「暑さ指数（WBGT）」がございます。教育委員会では、暑さ指数が31以上の場合は原則野外活動は中止にするよう、環境省からの通知を学校に送っています。

3. 感染症対策のお願い

◎平時においては特段の制限は行わないが、引き続き以下の感染症対策を行う。

- (1) 手洗い等の手指衛生上の指導
- (2) 咳エチケットの指導
- (3) 児童・指導員等の体調管理

※発熱等の普段と異なる症状がある場合には無理をして活動しないよう児童・保護者・指導員等関係者に周知・呼びかけを行う。

- (4) 換気の確保

※体育館等の屋内で実施する場合、気候上可能な場合は常時、困難な場合はこまめに2方向の窓を同時に開けて行う。

4. 事故発生時の対応

◎校庭遊び場実施時、かつ実施場所において、利用者及び指導員に事故が発生した時は、適切な応急処置（別紙2 16ページ以降参照）をした上で、運営委員会委員長・保護者へ早急に事故報告し、受傷の様子により医師の手当を受ける等の対応をお願いいたします。

<提出書類>

校庭遊び場実施時における事故発生報告書（様式8※表裏）

- ・ 応急処置後に医療機関にかかった場合は、速やかに地域学習支援係あてに事故発生報告書の提出をお願いします。
- ・ 運営委員会委員長又は担当者は、事故の軽重にかかわらず、地域学習支援係担当者へご一報ください。なお、救急車を呼んだ場合には、早急にご一報ください。

<保険請求について>

- 校庭遊び場事業に安心して参加していただくため、「校庭遊び場事業災害補償保険」に加入しています。※詳しくは15ページを参照
- 保険の適用可否については、事故発生報告書をもとに地域教育課から保険会社に照会します。

<緊急連絡先について>

- 「校庭遊び場事業緊急連絡先一覧」を20ページに掲載していますので、必要に応じて連絡先を追加してください。
- 地域学習支援係への提出は不要です。

校庭遊び場事業 事務手続きについて

校庭遊び場事業の実施にあたり、必要な事務手続きになります。下記の手順に従って、それぞれ提出期限までにご提出ください。

1. 実施申請 ★提出期限：令和6年6月7日（金）

◎以下の書類提出をもって、実施するものとします。

(1) 校庭遊び場事業運営計画・校庭遊び場運営委員会名簿（様式1表裏）

- ・表裏の印刷ですので、記入漏れのないようご注意ください。

(2) 校庭遊び場指導員名簿（様式2）

- ・指導員の氏名をご記入ください。
- ・提出期限までに今年度の指導員が確定しない場合は、決まっている方のみ先にご提出ください。
- ・提出後に新たに指導員となる方がいる場合は、追加分の名簿をその都度ご提出ください。

(3) 支払金口座振替依頼書（様式3）【変更がある場合のみ】

- ・振込口座や委員長名義等の変更があった場合のみ、ご提出ください。
- ・口座名義は、校庭遊び場運営委員会委員長名義で作成ください。やむを得ず、作成できない場合は担当者にご相談ください。

2. 指導員謝礼請求 ★提出期限：実施月の翌月5日まで

◎謝礼金について

- 1日に5時間以上指導員として従事した場合 ⇒ 全日＝1回 3,000円
- 1日に5時間未満指導員として従事した場合 ⇒ 半日＝1回 1,500円
- 1回の開放における請求上限金額 ⇒ 1回 6,000円

※半日の場合は、午前と午後で分けて実施した場合のみ4名分請求可能。

※同一時間帯に3名以上従事した場合は、2名分のみ請求可能。

例) 10:00～15:00の開放日に2名の方が通して従事した場合

⇒ (全日) 一人あたり3,000円、1日の合計金額6,000円

10:00～15:00の開放日に午前2名、午後2名の方が従事した場合

⇒ (半日) 一人あたり1,500円、1日の合計金額6,000円

◎提出書類

(1) 校庭遊び場利用状況及び指導員配置報告書(様式4)

- ・開放時は、基本的に指導員2名での対応をお願いします。

(2) 委任状(様式5)

- ・スタンプ印・サイン・拇印による押印では受付できません。ただし、外国人の指導員のみ、サインをもって押印とみなす事が可能です。
- ・委任状の訂正・削除は、訂正・削除する方の「本人印」です。
- ・委任状における委任者は、校庭遊び場利用状況及び指導員配置報告書(様式4)の指導員と同じであることをご確認ください。

- 委任状は、個々の請求等の手続きを軽減するために、指導員謝礼の請求と受領の権限を運営委員会委員長に委任するものです。手続き後、委員長口座に一括納入された謝礼を各指導員の方にお渡しください。

(3) 請求書（様式6）

- 請求書の訂正・削除は、すべて「委員長印（私印使用）」です。
- 請求金額の訂正はできません。請求金額を修正する場合は、請求書を新たに作り直す必要があります。

3. 書類作成上の注意点

- 書類の記入は、必ずボールペンでご記入ください。鉛筆・シャープペン、消せるボールペンは使用不可です。
- 不備がある場合に担当者様へご連絡する場合があります。書類のコピーをとり、運営委員会で保管してください。

4. 消耗品注文

- 事務用品や遊具等を6月・10月に2回注文できます。提出期限までに、様式7をご提出ください。
- 各校の請求を集約し、一括購入するため、納入は約1か月後になります。

◎提出書類

校庭遊び場事務用品等購入希望書（様式7）

◎提出期限

前期：6月7日(金) ※納品日：7月中旬予定
後期：10月4日(金) ※納品日：11月中旬予定

◎配当額について

■小学校配当額 ⇒ 1校あたり年額14,000円

■幼稚園配当額 ⇒ 1園あたり年額 5,000円

■購入できるもの⇒ 遊具・体育用品・救急薬品・事務用品 等

◎注意点について

- 一括購入のため、期限は厳守してください。
- 品名・メーカー・規格・数量は、ご希望のものを詳細にお知らせください。メーカー等の指定がない場合は、予算額内のものをこちらで探して発注いたします。
- 商品によってはご希望に添えず、別メーカーの代替品となる可能性があります。代替不可のものがある場合は、その旨を購入希望書にご記入ください。
- 当区の取引業者に発注しますので、**100円均一やインターネット等の通販サイトと同一品を同一価格で購入することはできません。**代替品の購入価格が通販サイトを上回る場合があります。

5. 各書類の提出方法・提出先

◎提出方法

文書交換便、または持参（メール提出不可）

※文書交換便…学校と区役所との文書連絡手段。費用負担なし。

※各書類は、手書き又はデータ入力どちらでも可能です。

◎提出先

文書交換便宛先：地域教育課地域学習支援係

窓口：江東区役所 6階9番窓口

◎お問合せ・連絡先

江東区教育委員会事務局 地域教育課地域学習支援係

TEL：03-3647-9676（直通）

Mail：583210@city.koto.lg.jp

※事務たびき等は、区ホームページにも掲載しています。

校庭遊び場事業 事務 FAQ

◎各校ご担当者様からのよくあるお問合せになります。その他ご不明な点がございましたら、いつでも地域学習支援係までご連絡ください。

	質問	回答
書類	「指導員名簿（様式2）」を提出後に、新しく指導員に割り当てた方がいます。名簿はどうしたらよいですか？	追加分のみ様式2にご記入のうえ、ご提出ください。
	参加児童の名簿を作成する必要がありますか？（参加児童の氏名や連絡先を把握しておく必要がありますか？）	各校の運営委員会で必要と判断された場合は作成ください。
	手書きではなく、データ入力したものを提出してもいいですか？	はい、問題ありません。 ※押印が必要な書類もございますので、ご注意ください。
実施時	準備中（または実施中）に突然雨が降り出し、中止にしました。報告書や謝礼金の請求はどのようにしたらいいですか？	中止するまでに指導員が少しでも従事した場合は、謝礼請求可能です。通常通り実施した場合と同様に書類作成をお願いします。 なお、中止した場合は報告書（様式4）の特記事項にその旨をご記載ください。
消耗品注文	年に2回ある消耗品注文ですが、前期のみ（または後期のみ）注文してもいいですか？	はい、問題ありません。 1回にまとめて14,000円分（幼稚園は5,000円分）注文いただいても構いません。
	具体的にこういったものを注文していいのでしょうか？	多いのは、バドミントンセットやドッチボール、縄跳び等の遊具です。他にもポストイット、クリアファイル、絆創膏、ウェットティッシュ、ヒヤロン等もよく希望にあがります。 校庭遊び場で使用する物品でしたら基本的には注文可能です。

校庭遊び場事業災害補償保険のあらまし

1 被保険者

- a 賠償責任補償 江東区ならびに指導員
b 傷害補償 校庭遊び場事業の参加者全員・指導員全員

2 保険期間

令和6年4月1日から令和7年4月1日まで

3 保険内容

(1) 適用範囲

- a 賠償責任補償…実施施設内において指導員の管理の不備、指導誘導のミスあるいは管理施設の欠陥により、参加児童やその他の第三者の身体・財物に損害を与え、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合。
b 傷害補償 …被保険者が実施施設内において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをしたり死亡した場合。

(2) 保険金額と内容

a 賠償責任補償

施設の欠陥や指導員の管理、監督の不備あるいは指導誘導のミスなどによって参加児童やその他の第三者の身体・財物に損害を与え、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合には、下記の金額を限度として以下のような費用が支払われます。

対 人 賠 償	1 名 1 億円	1 事故 3 億円	(免責金額なし)
対 物 賠 償	1 事故	300 万円	

支払われる費用

- ・被害者に対する治療費・入院費・通院費・慰謝料・喪失利益・物の修理代などの損害賠償金
- ・裁判になったときの争訟費用
- ・事故発生後、その損害を防止軽減するための応急手当・護送などの費用

b 傷害補償

被保険者が学校開放施設内において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをしたり死亡した場合。

死 亡 保 険 金	300 万円
後 遺 障 害 保 険 金	障害の程度に応じて 100%~3%
入 院 保 険 金	1 日 3,000 円
通 院 保 険 金	1 日 2,000 円

- ・死亡保険金 … 事故の日から 180 日以内にそのケガがもとで死亡したとき
- ・後遺障害保険金… 事故の日から 180 日以内にそのケガがもとで後遺障害が生じたとき
- ・入院保険金 … 生活機能または業務能力の減失をきたしかつ入院して医師の治療を受けたとき、事故の日から 180 日を限度として支払われます。
- ・手術保険金 … 入院保険金が支払われる場合、そのケガの治療のため手術を受けたときは、入院保険金日額に手術の種類に応じて定めた倍率（10、20、40 倍）を乗じた額が支払われます。
- ・通院保険金 … 生活機能または業務能力の減少をきたしかつ医師の治療を受けたときは、事故日から 180 日以内の通院日数に対し 90 日を限度として支払われます。

(※熱中症・細菌性食中毒も補償の対象になります。)

(ご注意)ウイルス性の食中毒は対象となりません。

(3) この保険で支払われないおもな場合

- ①地震・噴火・これらによる津波
- ②戦争・変乱・暴動・労働争議・政治的社会的騒じょう
- ③保険契約者・被保険者・保険金受取人の故意
- ④被保険者の自殺行為・犯罪行為・闘争行為
- ⑤被保険者の脳疾患・疾病または心神喪失
- ⑥頸部症候群(いわゆる「ムチウチ症」)または腰痛で医学的他覚症状のないもの

応急処置等のための参考資料

<骨折>

≪観察ポイント≫

- 骨折した場所が腫れる、色や形が変わる。
- 骨折した場所を動かすと、激しく痛みを訴える。
- 関節ではないところで動く。

⇒症状がはっきりしない時は、反対側と比較する。



<骨折>

≪骨折時の対応≫

- 骨折したと思われる場所だけではなく、全身の観察をしっかりと行う。
- 出血している場合は、止血をしてから骨折部分を固定する。
- 骨折部を副木（添え木）で固定し、心臓より上げた状態で冷やす。

⇒安静や痛みの軽減のため。骨折部周囲の筋肉、神経、血管の損傷を最小限にする。

<骨折>

骨折部の固定

• 副木

⇒段ボール、新聞紙、週刊誌を重ねて厚くしたもの、傘、木の枝、割りばしなど。まっすぐに固定することができ、患部より大きめのもの。

• 固定

⇒包帯、三角巾、ネクタイ、スカーフなど。骨折している部分の上下の関節も含めて固定する。



<捻挫>

≪捻挫時の対応≫

- 子どもの骨格は発達途上であり、何らかの損傷が原因で関節が変形したり、運動機能に悪影響が出るようになることもある。
- ⇒捻挫を簡単に考えて放置してはいけない。
- 腫れて痛むので、捻挫した部位を心臓より高く上げ、氷嚢で冷やすと多少過ごしやすくなる。

⇒冷やすと楽になるが必ず受診する。



<頭の怪我>

≪観察ポイント≫

頭以外で打ったところがないか全身を確認する。胸部、腹部は外から見ただけでは怪我がわかりにくい。痛みの有無、息が苦しそうではないかなども観察する。

• 嘔吐

出血などで頭蓋内圧が高まり嘔吐中枢が刺激されて嘔吐する。直後は症状が出なくても時間がたってから嘔吐が始まることもある。

• 意識障害

全身がぐったりしている、呼びかけても触れても目を覚まさない、ぼんやりしているなど。

<頭の怪我>

≪観察ポイント≫

• たんこぶ

たんこぶは頭蓋内出血の状態ではないが、たんこぶの有無だけで脳に損傷が起きていないかの判断はできない。意識障害などの徴候に注意する必要がある。

• けいれん

全身けいれんのほかに、部分的に体のどこかがけいれんすることがある。

• 皮膚の損傷

頭部は血管が豊富なため出血量が多く、止血しにくいことがある。圧迫止血を行い、止血したらガーゼを当てて受診する。



<腹部の怪我>

《観察ポイント》

- 子どもの腹部はやわらかいため、腹部打撲により内臓損傷をおこす可能性がある。
- 外見からは判断することは難しいため、腹部をよく観察し出血斑などがないかよく確かめる。
- 腹痛がある場合、便意に伴う腹痛か病的な腹痛かわかりにくい。

⇒突然の激しい腹痛、顔面蒼白、冷や汗、嘔吐、意識障害、腹部が固く張っているなどの症状があれば、腹部打撲の他に急性虫垂炎、急性膀胱炎、胃腸管からの出血等も疑われる。



<傷>

《傷の対応》

- 傷は水道水でよく洗う

⇒十分に洗わないと感染症の原因になる。きれいなタオルなどで軽く押すように水分を取る。

- 消毒薬

⇒消毒薬は皮膚を再生しようとする細胞まで死滅させてしまい、傷の治りを遅くさせてしまうことがある。

- 傷は乾燥させない

⇒小さな擦り傷や切り傷は洗った後、傷につかないタイプの絆創膏などで覆う。



<けいれん>

《観察ポイント》

- 意識状態

⇒意識はあるか、ないか

- 持続時間

⇒いつ始まっていつ終わったか

- けいれんの様子

⇒きつかけとなることはあったか、体の緊張したり突っ張っている部分はどこか

- 呼吸状態

⇒呼吸をしているか



<けいれん>

《けいれん時の対応》

- あわてずその場から離れない。

- 起こそうとして体をゆすったりたたいたりすると刺激になるので行わない。

- 平らな場所に寝かせて衣類を緩める。

- 身体を横に向け、顎の先に指を当てて少し持ち上げるようにして気道を確保する。嘔吐時の誤嚥防止にもなる。

- 身体をぶつけて怪我をしないように、周りに危険なものはないか観察しあれば取り除く。

- 意識が完全に回復していない状態で、飲み物や薬を与えない。

<熱中症>

- 身体の熱を体外に放出できなかった時に起こる。
- 熱中症には軽症から重症で致命的なものまで段階がある。
- めまい、頭痛、吐き気、だるさなどがみられたら熱中症を疑う。
- けいれん、興奮、意識がない、自分で水分をとれないようであれば受診、119番通報する。

<救命処置>

～子どもが倒れているのを発見したら～

①反応の確認

- 子どもの反応があるか確認する。
- 「〇〇ちゃん、大丈夫？」と軽く肩をたたく。
- 体をゆすったり、首を大きく動かさないようにする。
- 周りの安全を確認しながら近づく。

<救命処置>

～子どもが倒れているのを発見したら～

②大声で人を呼ぶ！

- 反応がなければ大声で人を呼ぶ。
- 周囲に協力者がいれば、119番通報とAEDの手配を要請する。
- 一人しかいない場合は、次の手順に移る。

<救命処置>

～子どもが倒れているのを発見したら～

③気道を確保する

- 子どもを仰向けに寝かせる。
- 片方の手を額に当て、もう片方の手の指先で顎を持ち上げ頭を軽く後屈させる。



<救命処置>

～子どもが倒れているのを発見したら～

④呼吸を確認する

- 気道を確保したまま、子どもの顔に耳と頬を近づける。
- 胸の動きを「見て」、呼吸の音を「聞いて」、息を頬で「感じて」、呼吸を確認する。
- 10秒以内で行う。

<救命処置>

～子どもが倒れているのを発見したら～

⑤人工呼吸を行う（2回）

- 額に当てた手（頭側の手）で子どもの鼻をつまむ。
- 子どもの口を自分の口で覆い、1秒かけて息を吹き込む。
- 胸が膨らむのを確認する。
- 2回行ったら次（⑥）に移る。



<救命処置>

～子どもが倒れているのを発見したら～

⑥胸骨圧迫を行う（30回）

- 平らな固い場所に仰向けに寝かせ、子どもの横に膝立ちになる。
- 両方の乳首を結んだ線の真ん中に片方の手の平の付け根を当てて圧迫する。
- 肘を伸ばし、胸の厚みの1/3程度沈むように垂直に圧迫する。
- 1分間に100回の速さで30回連続して絶え間なく圧迫する。
- 1回ごとに胸の位置が戻るようにする。

<救命処置>

～子どもが倒れているのを発見したら～

⑦胸骨圧迫30回、人工呼吸2回を繰り返す。

- 救助者が一人の場合は、2分間繰り返した後、応援を要請したりAEDの準備を行う。
- 胸骨圧迫30回、人工呼吸2回を5クール行うと約2分間となる。



<救命処置>

～子どもが倒れているのを発見したら～

⑧AED（自動体外式除細動）

1. AEDのふたを開け、電源を入れる。
2. 小児用パッドを心臓を挟むように貼る。
⇒体が濡れている場合は、パッドを貼る部分の水分を拭きとる。
3. 心臓リズムの解析。
4. ショックが必要と判断されたら、ショックボタンを押す。
⇒誰も子どもに触れていないことを確認し、ショックボタンを押す。
5. すぐに胸骨圧迫を再開する。



119番



<119番通報のポイント>

1. 急病か事故か：ゆっくり落ち着いて、出来るだけ具体的に話す。
2. 住所：目印となるビルや公園なども伝える。
3. 病気、怪我の様子：「階段から落ちて、頭から出血しています。」意識や呼吸があるかも伝える。
4. 患者の年齢や性別を伝える。
5. 通報者の名前、連絡先を伝える。
6. 救急隊員への引き継ぎ：応急処置の内容、患者の既往歴やかかりつけ病院

【掲載資料】

平成28年度第3回放課後支援課職員研修会『子どもの怪我と病気の初期対応』資料抜粋

校庭遊び場事業 緊急連絡先一覧

※ 年 月時点

大きなケガが発生したとき等、緊急を要するときに連絡してください。

役名	氏名	連絡先
運営委員会委員長		
運営委員会副委員長		
校長		
校医		
深川警察署		03-3641-0110(代表)
城東警察署		03-3699-0110(代表)
東京湾岸警察署		03-3570-0110(代表)
深川消防署		03-3642-0119(代表)
城東消防署		03-3637-0119(代表)
江東区保健所		03-3647-5855(代表)
深川保健相談所		03-3641-1181(代表)
城東保健相談所		03-3637-6521(代表)
深川南部保健相談所		03-5632-2291(代表)
城東南部保健相談所		03-5606-5001(代表)
土曜・休日急病診療所 (医師会館 2階)		03-3645-3109(代表)
土曜・休日急病診療所 (江東区総合区民センター内)		03-3637-4531(代表)
江東区役所	地域教育課地域学習支援係	03-3647-9676(直通)
江東区役所(休日)		03-3647-9111(代表)

令和6年度
江東区校庭遊び場事業
実施にあたって

令和6年3月発行

江東区教育委員会事務局
地域教育課 地域学習支援係

〒135-8383 東京都江東区東陽 4-11-28

Tel 03(3647)9676(直通)

Fax 03(3647)9274

Mail 583210@city.koto.lg.jp

校庭遊び場ホームページ↓

<https://www.city.koto.lg.jp/583210/kodomo/hokago/6305.html>



スポーツと人情が熱いまち

江東区